

立川市委託契約に関する低入札価格調査試行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が行う委託契約に係る入札又は電子競争見積合せ（以下「入札等」という。）において調査基準価格を設定し、かつ、調査基準価格を下回る入札等があった場合には、契約の内容に適合した履行が確保できるか調査をすることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 調査の対象は、立川市条件付き一般競争入札実施要綱（平成17年8月1日市長決定）の規定により実施する条件付き一般競争入札及び立川市年度開始前準備行為に係る電子による条件付き一般競争入札に準ずる競争見積合せ試行実施基準（平成23年10月28日財務部長決定）の規定により実施する競争見積合せによる委託契約とする。ただし、立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱（平成20年9月16日市長決定）及び立川市変動型最低制限価格制度試行運用基準（平成22年3月24日財務部長決定）の規定により変動型最低制限価格を算定したうえで、落札予定者を決定したときは、この限りでない。

(調査基準価格)

第3条 調査基準価格は、予定価格の100分の50の額とする。

(調査方法)

第4条 最低価格による入札者又は電子競争見積合せ参加者（以下「最低価格入札者」という。）の当該申込みに係る価格が、前条の規定により算出した調査基準価格の額未満の場合は、低入札価格調査を行うものとする。

2 前項に規定する調査は、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、次の各号に掲げる事項について行うものとする。この場合において、当該最低価格入札者に対して低入札価格調査報告書（第1号様式）、積算内訳書（第2号様式）等の提出を求め、必要に応じて事情聴取を実施するものとする。

(1) 仕様に基づく履行の確認

- (2) 当該委託業務を行うにあたって当該最低価格入札者が予定している委託内訳書の確認
- (3) 特別な理由により、市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否
- (4) 当該最低価格入札者の営業状況の確認
- (5) その他必要な事項
(調査報告)

第5条 前条の規定による調査の結果については、立川市競争入札参加資格等審査委員会に報告し、意見を聴くものとする。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

低入札価格調査報告書

立川市長 殿

年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

入札案件名 ()

予 定 価 格 (円)

入 札 金 額 (円)

告 示 日 年 月 日

開 札 日 年 月 日

上記の案件について、次のとおり報告をします。

- 仕様書の内容を、理解しましたか
A よく理解した B その他 ()
- 適切な人件費や各種関係法令を遵守して、仕様書のとおり履行できますか
A 履行できる B その他 ()
- 入札金額に誤りはありませんか
A 誤りはない B その他 ()
- 入札金額で履行するため工夫・努力した点を教えてください

- その他（特別に記すことがあれば、お書きください）

積算内訳書

年 月 日

立川市長 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

入札案件名 （ ）

上記案件の入札金額につきましては、次の内訳により積算しています。

単位；円 税抜き

種 目	積 算 基 礎	金 額
直接人件費		
直接費 計		
諸 経 費		
技術経費		
間接費 計		
計		

※ 他の経費がある場合は、空欄にご記入ください。

※ 仕様書との関係等で、上記に記載することが難しいときは、別紙に内訳を作成し、添付してください。